

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 15 号 説 明 資 料

平成 27 年 2 月 17 日

鳴立庵の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

---

資 料

---

改正概要	.....	1
改正内容	.....	1～2
新旧対照表	.....	3～8

産業観光課

## 鳴立庵の設置、管理等に関する条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

鳴立庵は1664年の開庵以来、日本有数の俳諧道場として22世にわたる歴代庵主により今日まで受け継がれています。このような背景から、町の文化財に指定されるとともに、本町の貴重な観光資源として利用されています。

この鳴立庵の管理運営について、民間事業者の専門的な知識・経験等により、施設の特長を活かした利活用、効率的な施設の維持管理、サービスの充実といった施設の有効活用を図るため、指定管理者による管理運営が可能となる規定を追加する改正を行います。

また、使用料、入庵料の見直しにより、施設の使用料についての町内外規定の設定や指定管理を想定した料金の上限設定を行うための改正を併せて行います。

### ○ 改正内容

#### 1 指定管理者制度の導入

##### (1) 導入の目的

民間事業者の専門的な手法、情報、知識、経験等を活用し、以下の取組によって、文化・観光の拠点施設として、鳴立庵の有効活用を図ります。

- ア 俳諧道場としての活用のさらなる活性化
- イ 日本の伝統・文化に根ざした各種教室、講座、大会等の開催
- ウ 施設の外観等の趣を活かしたギャラリー、展示発表の場としての活用
- エ 施設の一体的な維持管理による効率化
- オ 民間事業者の発想に基づくサービスの充実

##### (2) 指定管理者の募集要件

指定管理者は、公募により候補者を募集し、町の附属機関である「大磯町指定管理者候補者選定等委員会」にて選定後、議会の議決を経て決定します。

公募に際しては、施設の管理運営における基準・要件を示した募集要項を定めま

す。

#### 【主な募集要件（案）】

- ア 指定の期間 3～5年の範囲で定める。
- イ 指定管理料 指定管理に要する経費として、直近の収支状況を参考に上限を定める。
- ウ 管理運営体制 現況を基準として、必要な組織及び人員配置を定める。
- エ 事業提案 第4の観光の核づくりの推進に資する文化・観光振興の自主事業の提案を条件とする。

## 2 使用料、入庵料の見直し

### (1) 利用料金制の導入

指定管理者が管理運営を行う場合、指定管理者による集客努力を促進するため、使用料・入庵料が指定管理者の収入となる「利用料金」を導入します。

### (2) 利用料金の金額

利用料金については、上限額を定め、その範囲内で指定管理者が任意で設定できることとします。

また、施設の利用に係る料金については、町内の他の公共施設に準じ、町内外規定を設けた金額とします。

#### 【改正による主な利用料金】

		現 行		改正案（上限額）		
入庵料金（個人料金）		大人	100 円	<b>大人</b>	<b>500 円</b>	
		小人	50 円	<b>小人</b>	<b>250 円</b>	
施設利用料金	句会 講座等	1 日	1,000 円	<b>1 時間</b>	<b>町内</b>	<b>300 円</b>
		半日	500 円		<b>町外</b>	<b>600 円</b>
	展示等	1 日	1,000 円	<b>1 日</b>	<b>町内</b>	<b>2,000 円</b>
		半日	500 円		<b>町外</b>	<b>4,000 円</b>

※営利目的による施設利用料金の金額は、上記の金額の10倍の額を上限とします。

## 3 施行日

平成28年4月1日からとします。

なお、指定管理者の指定に関する行為は、平成27年4月から行うことができるとします。

## 4 今後の予定

年度	月	内容
H27	4～5	指定管理者募集要項の作成
	6～7	募集要項配布、周知、申請書類受付、現地説明会
	8	申請書類受付締切
	9～10	大磯町指定管理者候補者選定等委員会 候補者による提案内容の発表 → 候補者の選定
	12	12月議会に提案（指定管理者の指定）
	12～3	指定管理者との協議・移行準備、次年度予算編成
	3	指定管理者との協定締結
H28	4	改正条例の施行 指定管理者による管理運営の開始

鳴立庵の設置、管理等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 <u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 町長は、鳴立庵の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。</p> <p><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。</p> <p>(1) 鳴立庵の利用及び入庵の承認に関する業務</p> <p>(2) 鳴立庵の施設の利用又は入庵に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受、減免及び還付に関する業務</p> <p>(3) 鳴立庵の施設及び設備並びに鳴立庵に関する資料（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 鳴立庵の設置の趣旨に資する事業に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務</p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p>第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体とする。</p> <p>2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p><u>(指定管理者の指定の基準)</u></p> <p>第6条 町長は、前条第2項の申請書及び書類の提出があったときは、次に掲げる基準により鳴立庵の指定管理者として最も適切であると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 公平な利用が確保されること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、鳴立庵の効用を最大限発揮するとともに、適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実にを行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。</p>	<p>第1条・第2条 省略 <u>(入場料)</u></p> <p>第3条 鳴立庵の入場については、入場料を徴収する。</p> <p>2 入場料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>3 入場料は、入場しようとするとき納入しなければならない。ただし、第4条第1項の承認を与えた者については、入場料を徴収しない。</p> <p><u>(利用の承認)</u></p> <p>第4条 鳴立庵の道場、控室、茶屋及び庭園（以下「道場等」という。）を利用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設及び設備の利用については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により利用の承認を受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 短歌、俳句、生け花及び茶の湯等以外に利用しようとするとき。</p> <p>(2) 利用の目的が鳴立庵の設置の趣旨に適合しない、又はふさわしくないと認められるとき。</p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他鳴立庵の管理上支障があると認められるとき。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第5条 道場等の利用については、使用料を徴収する。</p> <p>2 使用料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>3 使用料は、利用の承認を受けるとき納入しなければならない。</p> <p><u>(使用料及び入場料の減免)</u></p> <p>第6条 第3条及び前条の規定にかかわらず、公益その他町長が特に必要と認めるときは、使用料及び入場料を減免することができる。</p>

改正案	現行
<p><u>(指定管理者の指定等の告示)</u>  <u>第7条 町長は、指定管理者を指定し、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。</u></p>	<p><u>(使用料及び入場料の不還付)</u>  <u>第7条 既に納入した使用料及び入場料は、還付しない。ただし、町長が災害その他特別の事情により還付することが適当と認めたときは、この限りでない。</u></p>
<p><u>(管理の基準等)</u>  <u>第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。</u>  <u>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。</u>  <u>(2) 施設等の維持管理を適切に行うこと。</u>  <u>(3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。</u></p>	<p><u>(利用承認の取消し等)</u>  <u>第8条 町長は、第4条第1項の承認を与えた後に、当該承認に係る利用をさせることが同条第2項のいずれかに該当するに至ったと認めたとき、又は町長が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取消し、又は施設の利用を中止させることができる。</u></p>
<p><u>2 町長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。</u>  <u>(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項</u>  <u>(2) 指定管理業務の事業計画書に関する事項</u>  <u>(3) 指定管理業務の実施に関する事項</u>  <u>(4) 指定管理業務の事業報告書に関する事項</u>  <u>(5) 指定管理業務に係る損害賠償に関する事項</u>  <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項</u>  <u>(事業報告書の提出等)</u></p>	<p><u>(損害賠償)</u>  <u>第9条 鳴立庵の施設及び設備を損傷し、又は滅失させた者は、町長の指示に従いこれを原状に回復し、及びその損害を賠償しなければならない。</u></p>
<p><u>第9条 指定管理者は、毎会計年度の終了後規則で定める日までに、指定管理業務に関し、規則で定める事項を記載した事業報告書を町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、当該処分を受けた日までの間の事業報告書を町長が定める日までに提出するものとする。</u>  <u>(指定管理者の指定の取消し等)</u></p>	<p><u>(委任)</u>  <u>第10条 この条例に定めるもののほか、鳴立庵の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p><u>第10条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u>  <u>(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(2) 第6条各号に掲げる基準を満たさなくなったと認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないとき。</u></p> <p><u>(開庵時間及び休庵日)</u></p> <p>第11条 鳴立庵の開庵時間及び休庵日は、規則で定める。</p> <p><u>(利用の承認)</u></p> <p>第12条 句会、講演会、講座、展覧会等を行うため鳴立庵の道場、控室、茶室及び庭園（以下「道場等」という。）を利用しようとするものは、指定管理者の承認を得なければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p><u>2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり鳴立庵の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、第1項の承認を得ようとするものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 利用の目的が鳴立庵の設置の趣旨に適合しないと認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、鳴立庵の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(利用の承認の取消し等)</u></p> <p>第13条 指定管理者は、前条第1項の承認を得たもの（以下「施設利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を制限し、若しくは停止し、前条第1項の承認を取り消し、又は道場等からの退去を命じることができる。</p> <p><u>(1) 前条第2項の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。</u></p> <p><u>(入庵の承認)</u></p> <p>第14条 鳴立庵に入庵しようとする者（以下「入庵者」という。）は、指定管理者の承認を得なければならない。</p>	

改正案	現行
<p><u>2 指定管理者は、前項の承認をするに当たり鳴立庵の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、入庵者が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳴立庵への入庵を拒み、又は退去を命じることができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、鳴立庵の管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(利用料金の納付)</u></p> <p><u>第15条 施設利用者及び入庵者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。ただし、施設利用者については、入庵に係る料金を徴収しない。</u></p> <p><u>2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て定める。</u></p> <p><u>3 利用料金の額が時間を単位として定められている場合においては、利用の時間が1時間に満たないとき又は1時間未満の端数を生じたときは、その時間を1時間とする。</u></p> <p><u>4 利用料金は、施設の利用又は入庵の承認の際に徴収する。</u></p> <p><u>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第16条 前条の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の還付)</u></p> <p><u>第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長の承認を得て定めた基準により、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(町長による運営管理)</u></p> <p><u>第18条 町長が鳴立庵の運営管理を行うときは、第12条から前条まで（第15条第5項を除く。）の規定を準用する。この場合において、当該規定に関する技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第19条 鳴立庵の施設等を損傷し、又は滅失させたものは、町長の指示に従</u></p>	

改正案	現行																										
<p><u>いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u>  <u>(委任)</u>            第20条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>附 則</u>  <u>(施行期日)</u>            1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u>            2 <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳴立庵の設置、管理等に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の鳴立庵の設置、管理等に関する条例（以下「新条例」という。）の相当規定によってなされたものとみなす。</u></p> <p><u>(準備行為)</u>            3 <u>指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、新条例の例により行うことができる。</u></p>																											
<p><u>別表第1（第15条関係）</u></p>	<p><u>別表（第3条、第5条関係）</u></p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">句会、講演会、講座等</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>町内 300円</td> </tr> <tr> <td>町外 600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">展示、展覧会等</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>町内 2,000円</td> </tr> <tr> <td>町外 4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	句会、講演会、講座等	1時間	町内 300円	町外 600円	展示、展覧会等	1日	町内 2,000円	町外 4,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用料 (1回につき)</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入場料 (1人につき)</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人 100円</td> </tr> <tr> <td>子供(小、中学生) 50円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体(20人以上)</td> <td>大人 80円</td> </tr> <tr> <td>子供(小、中学生) 40円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		金額	使用料 (1回につき)	1日	1,000円	半日	500円	入場料 (1人につき)	個人	大人 100円	子供(小、中学生) 50円	団体(20人以上)	大人 80円	子供(小、中学生) 40円
区分	単位	金額																									
句会、講演会、講座等	1時間	町内 300円																									
		町外 600円																									
展示、展覧会等	1日	町内 2,000円																									
		町外 4,000円																									
区分		金額																									
使用料 (1回につき)	1日	1,000円																									
	半日	500円																									
入場料 (1人につき)	個人	大人 100円																									
		子供(小、中学生) 50円																									
	団体(20人以上)	大人 80円																									
		子供(小、中学生) 40円																									
<p><u>備考</u>            1 <u>町内とは本町に住所を有する者が代表者である団体をいい、町外とは本町に住所を有しない者が代表者である団体をいう。</u>            2 <u>施設利用者が営利を目的として利用する場合は、上記の金額の10倍に相当する額を上限額とする。</u>            3 <u>町長が鳴立庵の管理運営を行うときは、上記の金額を使用料として徴収する。</u></p>	<p><u>備考</u>            1 <u>小学生未満は、無料とする。</u>            2 <u>使用料の1日は、午前9時から午後4時までとする。</u>            3 <u>使用料の半日は、午前及び午後に分け、午前中については、午前9時から正午まで、午後については、午後1時から午後4時までとする。</u></p>																										

## 改正案

## 現行

別表第2（第15条関係）入庵に係る料金の上限額

区分	金額（1人当たり）	
	個人	団体（20人以上）
大人	500円	400円
小人（小・中学生）	250円	200円

備考

- 1 小学生未満は、無料とする。
- 2 町長が鴨立庵の管理運営を行うときは、別表第3に定める金額を入庵料として徴収する。

別表第3（別表第2関係）入庵料

区分		金額（1人当たり）	
		個人	団体（20人以上）
大人	町内	100円	80円
	町外	200円	160円
小人（小・中学生）	町内	50円	40円
	町外	100円	80円

備考

- 1 町内とは本町に住所を有する者をいい、町外とは本町に住所を有しない者をいう。
- 2 団体の入庵料に係る町内及び町外の適用については、個人ごとに行う。